

施策名	目標5-4 動物の愛護及び管理						
施策の概要	自治体、動物販売業者による飼い主等への適切な指導、情報提供の確保、地域における動物の適正飼養推進のための体制作りを推進することにより動物の愛護と適正な管理についての国民の意識の向上を図る。						
達成すべき目標	自治体における犬及び猫の引取り数の半減、犬及び猫の殺処分率の減少、犬及び猫の所有明示の実施率の倍増						
施策の予算額・執行額等	区分		20年度	21年度	22年度	23年度	24年度要求額
	予算の状況 (百万円)	当初予算(a)	100	269	163	138	129
		補正予算(b)	0	0	0	0	
		繰り越し等(c)	0	△ 57	48	9	
		合計(a+b+c)	100	212	211	199	129
執行額(百万円)		92	155	266			
施策に関する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	施政方針演説等の名称		年月日		関係部分(抜粋)		
	動物の愛護及び管理に関する法律第5条に基づく動物愛護管理基本指針(平成18年10月31日環境省告示第140号)		平成18年10月31日		・都道府県、指定都市及び中核市における犬及びねこの引取り数を半減するとともに、元の所有者等への返還又は飼養を希望する者への譲渡等を進めることによりその殺処分率の減少を図ること。 ・犬又はねこに関する所有明示の実施率の倍増を図ること。		

測定指標	1 自治体における犬及び猫の引取り数	基準値	実績値					目標値
		16年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	29年度
		418千頭	374千頭	336千頭	315千頭	272千頭	-	209千頭
		年度ごとの目標値	-	-	-	-	-	-
	2 犬及び猫の殺処分率	基準値	実績値					目標
		16年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	29年度
		94%	91%	89%	88%	85%	-	減少傾向維持
		年度ごとの目標値	-	-	-	-	-	-
	3 犬及び猫の所有明示の実施率	基準値	実績値					目標値
		15年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	29年度
		犬33% 猫18%	-	犬44% 猫26%	犬54% 猫32%	犬55% 猫37%	犬58% 猫43%	犬66% 猫36%
		年度ごとの目標値	-	-	-	-	-	-

目標の達成状況	・動物愛護週間行事を中心とした各種普及啓発事業の推進や都道府県等に引き取られた犬猫の収容、返還・譲渡を推進する取り組みを着実に実施することで、都道府県等による犬ねこの引取り数が減少の傾向を維持する等、目標達成に向け期待どおりの成果が得られた。 ・平成21年6月にペットフード安全法が施行され、法の周知と理解を目的とした普及啓発を行うとともに、関係機関等の連絡・連携体制の構築を図り、ペットフードの安全性の確保に取り組んだ。
---------	--

<p>施策に関する評価結果</p>	<p>目標期間終了時点の総括</p>	<p><動物愛護管理の推進> 【これまでの成果】 ・動物愛護管理に関するポスター等の作成・配付や動物愛護週間行事における中央行事の開催、ホームページや各種パンフレット等の活用といった各種普及啓発事業を実施した。 ・都道府県等に引き取られた犬ねこを收容し元の飼い主へ返還又は新たな飼い主へ適正譲渡するため、施設の新改築に対する整備費補助、再飼養支援データベース・ネットワークシステムの運営管理及び関係自治体の職員等を対象とした講習会の開催等を実施した。 ・動物の所有者明示を推進するための、マイクロチップによる個体識別措置を普及・推進した。 ・複数頭飼育の適正飼養を推進するためのパンフレットを作成した。 ・動物愛護管理法の施行状況に関する各種調査を行い、毎年動物愛護管理基本指針の点検を図るとともに、平成22、23年度で実施している動物愛護管理法の見直しにかかる課題の解決に向けた検討を実施した。 ・東日本大震災に発生に伴い、被災地でのペットの適正飼養に必要なケージ及びテントを購入した。</p> <p>【今後の方向性】 ・ますます多様化している国民の動物の愛護及び管理に関する要望等へのきめ細かい対応と対策を行う。 ・都道府県等における動物の收容・譲渡活動を支援するための、施設整備補助、普及啓発、技術的助言、施設整備補助及び再飼養支援データベース・ネットワークシステムの充実等を継続する。 ・動物愛護管理基本指針について、策定から5年を目途とした見直しにかかる施策の進捗状況の実態を把握し、新たな目標等を検討する。 ・東日本大震災の発生を受けて、次の取り組みを実施する。 ①関係自治体及び団体等の取り組んだ被災ペットの救護活動の記録と、同様の大規模災害発生に対応した広域連携対応マニュアルの整備 ②マイクロチップによる個体識別措置の更なる普及・推進 ③被災ペットの有効な譲渡手法の開発 ・平成24年に予定される改正動物愛護管理法について、次の取り組みを実施 ①パンフレットや説明会等による改正法の普及啓発 ②改正法に基づき、必要な政省令の改正及び基準・ガイドラインの策定</p> <p><ペットフードの安全性の確保> 【これまでの成果】 ・平成21年6月にペットフード安全法が施行され、法の周知と理解を目的としたパンフレットやポスターの作成・配付及び適切な動物の飼養にかかる講習会やシンポジウムの開催等による普及啓発を行うとともに、関係機関等の連絡・連携体制の構築を図り、ペットフードの安全性の確保に取り組んだ。また、犬猫以外のペットフードも法の対象とするか検討するために必要な調査を実施した。更にペットフードの安全性の確保のために必要な基準・規格の検討を実施した。</p> <p>【今後の方向性】 ・引き続き、ペットフードの安全性に関する知見の収集に務め、ペットフードの安全性の確保のために必要な更なる基準・規格及び体制の整備を図る。また、犬猫以外の動物のペットフードについても適切な給餌の推進を図る。</p>
-------------------	--------------------	--

<p>学識経験を有する者の知見の活用</p>	<p>・毎年6～7月に中央環境審議会動物愛護部会において、動物愛護管理施策の進捗状況を報告し、意見内容は当該年度の動物愛護管理基本指針フォローアップ調査に反映している。</p>
------------------------	--

<p>政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報</p>	<p>・平成22年度動物愛護管理行政事務提要(平成21年度末時点) ・動物愛護に関する世論調査(平成15年7月調査)(平成15年7月時点) ・平成22年度動物愛護管理基本指針フォローアップ等検討調査業務報告書(平成23年3月23日～28日調査実施)</p>
----------------------------------	--

<p>担当部局名</p>	<p>自然環境局</p>	<p>作成責任者名</p>	<p>西山 理行</p>	<p>政策評価実施時期</p>	<p>平成23年6月</p>
--------------	--------------	---------------	--------------	-----------------	----------------